

平成28年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	業者名	所在地	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	独占禁止法違反	富士通(株)	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	平成28年8月1日から平成28年9月16日まで(6週間)	第2条第1項別表第2の6及び第4条第3項	平成28年8月1日	東京電力が行った特定の電力保安通信用機器の調達において、公正取引委員会から、平成28年7月12日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、違反事業者として認定された。 このことは、建設工事等の相手方として不適當であると認められるので指名停止するものである。
		日本電気(株)	東京都港区芝五丁目7番1号	平成28年8月1日から平成28年9月16日まで(6週間)	第2条第1項別表第2の6及び第4条第3項	平成28年8月1日	
2	独占禁止法違反	(株)富士通ゼネラル	神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号	平成29年3月16日から平成29年9月15日まで(6箇月)	第2条第1項及び別表第2の5	平成29年3月15日	遅くとも平成21年12月21日頃までに(株式会社日立国際電気にあつては遅くとも平成22年5月24日頃までに、日本無線株式会社にあつては遅くとも同年9月15日頃までに参加)、全国の市町村等が発注する消防救急デジタル無線機器にかかる談合事件において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月2日、公正取引委員会から違反業者として認定され、排除措置命令等を受けた。 このことは、建設工事等の相手方として不適當であると認められるので指名停止するものである。
		日本電気(株)	東京都港区芝五丁目7番1号	平成29年3月16日から平成29年9月15日まで(6箇月)	第2条第1項別表第2の5、第4条第3項及び第5条第3号	平成29年3月15日	
		沖電気工業(株)	東京都港区芝浦四丁目10番16号	平成29年3月16日から平成29年6月15日まで(3箇月)	第2条第1項、別表第2の5及び第4条第3項	平成29年3月15日	
		日本無線(株)	東京都中野区中野四丁目10番1号	平成29年3月16日から平成29年4月27日まで(6週間)	第2条第1項、別表第2の6及び第4条第3項	平成29年3月15日	
		(株)日立国際電気	東京都港区西新橋二丁目15番12号	平成29年3月16日から平成29年4月27日まで(6週間)	第2条第1項、別表第2の6及び第4条第3項	平成29年3月15日	